

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭議会運営委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、12月2日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査結果を、各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、請願第8号に賛成1名、反対2名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案1件、予算案1件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行います。

次に、12月25日で任期満了となります長井市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

全議案の審議終了後、議長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいま議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第98号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外13件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第98号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第109号 平成27年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第2号までの14件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** 総務常任委員会審査報告。

平成27年第8回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月10日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第98号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じ、本市の非常勤職員の公務災害補償等に関し、所要の改正を図るため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、このたびの条例改正の趣旨は、被用者年金制度の一元化を図る厚生年金保険法が改正され、ことしの10月1日から共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、年金補償の調整措置を定めている部分について、総務省の改正条例の規定の例に基づいて改正させていただくものであるとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、この条例の対象になる議員その他非常勤の職員は、おおむね何人かとの質疑がなされ、総務課長からは、一般職の臨時職員等は、定時補助職員82名のうち、労災保険または他の法律が適用になる学童支援員、ボイラー技士、A L T等48名を除いた34名が対象になり、特別職は、議員とその他の特別職になるが、議員は16名で、その他の特別職は、行政委員会の委員、附属機関の委員、選挙の立会人等を含んだ1,413名のうち、ほかの法律で補償される消防団員680名、学校医、学校薬剤師等34名、監査委員1名を除外した698名が基本的に対象になるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、市からの委託または指定管理で業務をしている方の業務災害等の補償については、受託者または指定管理者が行うことになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、このたびの条例は、現在の法的枠組みの中で市の非常勤の一般職と特別職が対象になり、指定管理または委託先は対象にはならない。市からの業務委託先または指定管理先は、事業主

が勤務の形態等を確認して、労災保険または民間の保険に入られていると思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、直近の5年間で、この条例の年金補償の調整規定に該当した事例はないと思うがどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、ごくまれなケースであり事例はないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第100号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この2議案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであり、関連があることから、一括して審査を行いました。

審査に当たり、税務課長からは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が平成28年1月1日から施行され、個人番号等の利用が開始されることに伴い、市税条例及び国民健康保険税条例において、申請書等の記載事項に個人番号または法人番号を追加する改正を行うものである。また、市税条例においては、納税者の申請による換価の猶予制度を創設し、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項について、国税の規定に準拠する規定の整備を行うとともに、旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率を段階的に廃止するものであるとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、分納をしている方々は、年度内に納付完了しているのかとの質疑がなされ、税務課長からは、分納は約200件あるが、うち職権による換価の猶予によるものが3分の1、事実上の猶予によるものが3分の2である。職権による換価の猶予での分納は、滞納額が少額の方々に1年以内に納付完了して

いるが、事実上の猶予での分納は、滞納額が多額であり、2年から3年の期間で分割して納めていただいているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第99号及び議案第100号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号 戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を求める意見書提出の請願について申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇話会、今泉義憲代表世話人より提出されたものであります。

趣旨とするところは、強行採決された平和安全保障関連法は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とし、自衛隊の海外での武力行使に道を開く憲法違反の戦争法であり、法の支配という我が国の存立の土台を覆し、日本の平和と国民の命、暮らしを危険にさらすものであることから、平和安全保障関連法の廃止を求める意見書を国及び政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

討論に入り、委員からは、国民から支持されてきた従来の国、政府の見解を突然に変更する憲法第9条の拡大解釈は、憲法に違反していると思う。日本の政策として軍備をどう保持するかは、しっかりとした憲法論議を踏まえ判断すべきと考える。平和安全保障関連法は、憲法に違反しており、廃止を求める立場であるので、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、平和安全保障関連法は、集団的自衛権を日本の防衛に限定しており、必要な立法措置と考えるので、この請願に反対するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、同様の請願が6月定例会並びに9月定例会において審査され、いずれも不採択となっている。安全保障関連法については、立法府である国会において集中的に審議さ

れ、その結果、9月19日未明の参議院本会議で可決成立したものである。国家の防衛、安全保障は、国の専権事項として国会において議論が交わされた末のものであり、国会で議論された結果を尊重すべきと考えるので、この請願に反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により、不採択とするべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第98号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第3、議案第100号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第98号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第99号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であ

ります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、議案第99号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第100号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、議案第100号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第8号 戦争法(平和安全保障関連法)の廃止を求める意見書提出の請願の1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。

請願第8号 戦争法(平和安全保障関連法)の廃止を求める意見書提出の請願について、採択賛成の意見を申し上げます。

重視すべきことは、戦争法(平和安全保障関連法)に対して、多くの市民の方々から不安や疑問、そして反対の声が寄せられ、成立後も請願が提出されている現実です。

戦争法廃止については、強行採決された9月19日以降も、19日を全国一斉統一行動とし、戦争法廃止に向け、日本全国でアピールの行動や集会が行われており、ますます大きく強く広がってきています。

この置賜地方では、12月12日、戦争やんだ!

置賜集会が飯豊町のあ〜すを会場に500人以上の人々が一緒に戦争法を廃止しようと集まりました。さらに19日には、山形のビッグウイングで600人を超す集会が行われています。高島や米沢、南陽でも講演会などが開催され、多くの方が参加されています。

さらに、国会前や全国の市町村でSEALDsやママの会、高校生のグループなど、若い方々一人一人が自主的に集まり、戦争法は要らない、戦争法は廃止を訴えています。その中のママの会のグループは、「誰の子供も殺させない」を合い言葉に廃止を訴えています。

私たちは、廃止を求める街頭署名を行っていますが、そこでは、子供や孫を戦争には行かせないといって署名していく方がおります。そのとおりだと思います。しかし、このママの会のグループの方々は、自分の子供だけではなく、誰の子供も殺させない、日本の子供だけでなく、世界中の子供全員を殺させないとの強い思いを込めて、戦争法廃止をアピールしています。

京都精華大学専任講師の白井 聡さんが言っておりました。多数の議席を持っていても最高法規、憲法に反する立法をしてはならないというのが立憲政治の基本的なルールです。権力者が自分がこうしたいからこうするというなら、専制政治です。最高法規、憲法は、全ての法規範の根拠になるものです。最高法規が守られていない状態は、全ての法律が根拠を失っているという異常な状態です。フランスでは、深刻なテロ事件が発生し、テロとの戦いを叫ぶ中で、自衛隊と武装組織との戦闘が始まれば、実際に殺し殺される戦争状態に入ります。そうなれば、自衛隊と憲法第9条の矛盾は決定的になると明確に言っています。まさにこの戦争法は、憲法違反だということです。

戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安維持活動、米艦防護のための武器使用、そして集团的自衛権の行使、そのどれもが憲法を踏

みにじる海外での武力行使そのものです。安倍政権は、沖縄の新基地建設でも法治主義も民主主義も無視した政治を進めています。中国が法治国家でない、だから戦争法が必要という方もおりますが、今まさに日本こそが憲法と法が通らない状況になっています。

署名で、中国は勝手に危険だ、戦争をすべきだという若い方がいましたが、今、中国には日本企業が4万社以上進出しており、輸出先としてはアメリカに次いで第2位、輸入元では第1位、貿易総額ではアメリカを超え第1位です。もし戦争になったらどうなるでしょうか。日本も中国もめっちゃめっちゃになってしまいます。戦争だけは絶対避けなければなりません。紛争は話し合いと外交努力で解決すべきですし、それ以外の道はありません。

岸田外務大臣は、日本政府は中国を脅威とはみなしていないと国会で答弁しています。世界では紛争が絶えません。しかし、どこの国の国民も戦争は望んでいません。平和に生きることが大事ではないでしょうか。この中で私が特に強調したいのは、戦争になれば自衛隊が殺し殺され、日本本土も報復攻撃の対象になり、重大な危険にさらされることです。そして、戦争が最優先となり、軍事費のための増税、社会保障や暮らし、人権がとことん犠牲にされるということです。戦争は全てを破壊します。

今、全国でこの戦争法廃止の2,000万人署名に取り組み、SEALDsやママの会などの市民連合などと野党が共闘し、戦争法廃止の大きな取り組みの運動が起こっています。

この平和安全保障関連法は、どこから見ても戦争法であり、平和主義、立憲主義、民主主義に反する戦後最悪の法律です。廃止請願にご賛同いただきますことをお願いし、賛成意見とします。

○**渋谷佐輔議長** 次に、議席番号5番、平 進介議員。

(5番平 進介議員登壇)

○**5番 平 進介議員** 私は、請願第8号 戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を求める意見書提出の請願に、反対の立場で意見を申し上げます。

本請願に関しましては、同様の請願が6月定例会並びに9月定例会において審査され、いずれも不採択となったものであります。

請願で言われている安全保障関連法につきましては、我が国唯一の立法府である国会において集中的に審議され、その結果、9月19日未明の参議院本会議で可決成立したものであります。国家の防衛、安全保障は、国の専権事項として国会において議論が交わされた末のものであります。私は、そうした国会で議論された結果を尊重すべきであると考えます。

国会審議の中では、合憲、違憲、それぞれさまざまな立場から見解が表明され、国民の理解が十分に得られていない状況も指摘されています。今後、平和安全法制に対する理解が深まるよう政府としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思ひますし、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、この18歳選挙権は来年夏の参院選で初適用の見通しとなっております。対象は、現在の高校3年生の全員と2年生の一部で、全国で約240万人が有権者に加わるとのことです。私は、こうした若い世代の方々にも政治に関心を持っていただき、日本の将来を若いときから考えるという意識を育んでもらいたいと願うものであります。若い人たちの政治参加を促すためにも、その意識を高める主権者教育が重要となっております。

長井市では、平成16年度から少年議会を行ってまいりました。これは、中学生、高校生の代表が議員となり、答弁者は市長以下管理職という本番さながらの少年議会であり、今年度で12回目を迎えます。いよいよ18歳選挙権が始まる

わけですが、長井市ではいち早く若い人たちのまちづくり参加意識、政治参加意識を育むために、実際の本会議場を活用しての少年議会を開催してきました。中高生の視線から見た地域社会の身近な課題や関心事を議場で直接行政のトップに提言し、そしてそこで出された意見の幾つかが実際に市政に反映されています。そうした自分たちの意見が現実的にまちづくりに実践されるという体験と喜びを通して、政治に関心を持ち、自分たちの住むところをどうするのか、どうしていくのか、ひいては日本という国をどうしていくのか、世界の中で日本はどうあるべきかなど、世界的な視野を深めていてもらいたいと強く願うものであります。

以上申し上げ、反対討論といたします。議員諸兄のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 次に、議席番号12番、五十嵐智洋議員。

(12番 五十嵐智洋議員登壇)

○**12番 五十嵐智洋議員** 請願第8号 戦争法(平和安全保障関連法)の廃止を求める意見書提出の請願について、反対の立場で以下意見を申し上げます。

同法案は、集団的自衛権を日本の防衛に限定しており、現在の我が国を取り巻く国際情勢、近隣諸国の不穏な状況を見るとき、必要な立法措置であると考えからであります。アメリカの戦争に際限なく巻き込まれ、若者が戦争に駆り出されるなどの主張は、とんでもない誇張であります。万々が一このような動きがあったときは、戦後70年余り我が国の平和をひたすら守ったごく普通で良識のある多くの国民がすぐに待ったをかけるでありましょう。

6月の総務委員会で、請願第6号に反対したときの理由に、北朝鮮と中国の脅威を述べました。半年経過した現在、私が予想したとおり、鎮静化するどころか、両国ともますます先鋭化

しております。

北朝鮮は、38年前、当時13歳だった横田めぐみさんを拉致し、少なくとも17人の日本人に同様の行為をしたテロ国家であります。国民の大半は寒さに震え、飢えに苦しんでいるのに、国家予算の多くを軍事費に充て、核開発、ミサイル開発に注ぎ込み、その照準は何百基も日本に向けられています。ごく最近では、水爆の開発にも着手したような発言で世界を恫喝、まさに常軌を逸した国であります。

中国は、国際法を守らず、南シナ海に人工の島を建設し、周辺国の大きな脅威になっています。国防費は毎年膨らみ、俺のものは俺のもの、人のものも俺のものと、覇権主義はとどまるどころを知りません。

東西冷戦後、東ドイツ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ソ連の統治下にあったバルト3国初め多くの国が共産主義、社会主義からリベラルな民主主義国家に変わりましたが、両国は民主化の道は選択せず、独裁国家体制にあります。この脅威に対抗するには、日本とアメリカの同盟関係を強化し、中国、北朝鮮が最も恐れるアメリカの軍事力を抑止力とする選択が賢明な方策と私は考えます。

元防衛大臣、森本 敏氏は、平和安全保障関連法賛成論者としてマスコミにも数多く登場し、平和は唱えているだけでは守れないと、日米同盟強化の必要性に言及しておられます。森本氏は、民主党政権第2次野田内閣の防衛大臣であります。森本氏が日本の防衛に対してどのような考えを持っていた人物かは、よく調査し、理解した上で起用したわけであり、野田内閣当時の副総理が、現在民主党党首の岡田克也氏であります。現在、岡田民主党党首は、安保関連法案に反対し、他の野党と協力し、来年の参議院議員選挙に臨むと発言していますが、民主党内にも森本元防衛大臣同様、賛成論者が多数いることは、周知の事実であり、民主党副総裁時代

はどういうお考えで森本防衛大臣の任命にかかわったのか、お聞きしてみたいものであります。

私は、現在の中国では、憲法の上に共産党があるから一党独裁で法治国家ではないと述べましたが、これを否定される方がおられたことには驚きました。中国の憲法前文には、中国共産党が中国の諸民族・人民を指導、中国共産党は国家を主導する存在と明記しております。共産党が中国憲法の上位にあることは、世界の常識であり、去る10月10日にテレビ放映された評論家、池上 彰氏の番組で同氏は、中国は憲法より共産党がまさる独裁国家と、極めてわかりやすく断言しておられました。

また、中国に日本の企業が4万社も行っている。これは法治国家だから操業しているわけではなく、マーケットがそこにあるから行ってる。社会主義経済政策の中で共産党の言うことを聞いていけば、商売をしていいから、誰も中国から守ってもらう、そういうものは考えていない、これも池上彰氏が断言しておられました。記憶にあるところでは、中国国内の暴動によってイオンの店が焼き討ちにされましたが、中国政府は誰もどこも守ってくれず、補償もありませんでした。

法治国家とは何か、国民の全てが基本的人権を尊重される国のことであり、基本的人権とは、平等、自由、人間らしく暮らす権利全般を示し、政治家はこれを徹底的に守る必要があります。

中国では、子供を自由に産む権利さえありません。第2子以降は戸籍に載せることもできず、教育も受けられない子供が何十万人も存在します。学生や労働者、一般大衆が民主化を求めて一斉に蜂起した1989年の天安門事件は、軍隊が戦車で踏み潰しました。日本では、インターネットで「天安門事件」と検索すると、何万件の映像と情報を見ることができますが、中国ではネットから削除され、知る権利はおろか、自分の国で起こった不都合なことはなかったことに

葬り去ろうとしています。リベラル、つまり普通の思想を持つ文化人や弁護士が多くが海外に亡命・逃亡しています。中国にいれば、自分だけでなく家族、親族まで厳しい迫害を受けるからです。

国連総会は、北朝鮮の拷問、公開処刑、外国人の拉致などを深刻な人権侵害として11年連続で決議し、ことしは賛成が日・米・英・仏など111カ国にも上りましたが、北朝鮮、中国などごく少数国が反対に回りました。人権問題は中国が最も触れてもらいたくないことなのであります。

3日前、ミス・ワールドカナダ代表のアナスタシア・リンさんは、中国から入国を拒否され、海南島であった世界大会に出場できませんでした。中国・湖南省生まれのリンさんが中国の人権問題を批判していたことによるもので、愚かで幼稚なことと嘆かざるを得ません。

アメリカ議会と政府一体の中国に関する議会政府委員会は、ことし10月、現代中国の歴史の中で習近平政権が最も苛酷で容赦のない人権弾圧を行っていると断言しました。中国が法治国家でないことは明らかであり、曲げることのできない事実であります。

中国が覇権主義を改め、民主的な国家に変貌し、共産党独裁から解放されれば、12億余の国民はあらゆる分野で才能を発揮し、尊敬される国となり、世界平和に大いに貢献するはずです。一日も早くこの日が来るのを願い、請願第8号の反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第8号について、総務委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第8号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○**渋谷佐輔議長** 起立少数であります。

よって、請願第8号は、不採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆文教常任委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** それでは、平成27年第8回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第96号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止について申し上げます。

本案は、西置賜視聴覚教育協議会を廃止するため、地方自治法第252条の6の規定により、提案されたものであります。

審査に際し、文化生涯学習課長からは、この協議会は、昭和42年の設立以来、西置賜1市3町の視聴覚教材及び機材の共同購入等を通じて視聴覚教育の推進を図ってきたが、近年の情報処理技術の発達あるいは機器の低廉化等の状況を鑑み、廃止するに至ったとの説明を受けたところでございます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第96号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第96号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第96号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○**小関秀一厚生常任委員長** 厚生常任委員会審査報告。

平成27年第8回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第97号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。